

全体財務書類にかかる注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上し、取得原価が不明なものは、原則として再調達価格とします。ただし、昭和59年度以前に取得したものは、取得原価不明とし、再調達価格としています。また、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価格1円としています。なお、物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、取得価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、その取得価格を資産として計上しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

イ 市場価格がない有価証券等

出資金額により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。なお、所有権移転ファイナンス・リース取引のうち、リース期間が1年以内またはリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下の取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わるリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法により算定しています。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	10年～60年
物品	3年～20年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能に備えるため、過去3年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

イ 賞与等引当金

職員に対する翌年度6月支給予定の期末勤勉手当並びに、それらに係る法定福利費相当額の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

ウ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ア ファイナンス・リース取引

① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

イ オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

イ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の変更

本年度から南保外二地区用水特別会計が廃止されています。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療事業特別会計

簡易水道特別会計

下水道特別会計

公共用地先行取得等事業特別会計

奨学資金特別会計

病院事業会計

- イ 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成31年4月1日～令和元年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。